

令和 6 年度愛媛地方最低賃金審議会
第 2 回愛媛県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和 6 年 10 月 3 日（木）午前 9 時 58 分～午後 0 時 12 分		
場所	松山若草合同庁舎共用大会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	労働者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
	使用者代表委員	出席 3 名	定数 3 名
主要議題	1 資料説明 2 金額審議 3 その他		
議事要旨 本会議は「公開・非公開」 1 資料説明 金額審議に資する資料について、事務局から説明を行った。 2 金額審議 (1) 労働者側の主張（1 回目） ○ 特定最低賃金の引上げにより可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図る。さらには消費拡大へつなげ経済の好循環を実現させ、非正規雇用労働者の処遇改善を図る。 ○ 資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあるが、今後、生産年齢人口が減少していく中で造船産業の発展のためには優秀な人材の確保は必須。魅力を高めるためには、適切な特定最低賃金の設定が不可欠である。 ○ 価格転嫁などの取引適正化への取組は政府等で積極的に推進され、環境整備が整ってきている。特定最低賃金は事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものである。 ○ 最低賃金はセーフティーネットとして位置づけられており、特定最低賃金は軽易業務等を適用除外した基幹的労働者の最低賃金であるが、現在の愛媛県特定（船舶）最低賃金では、年間 1,900 時間働いてもワーキングプアと呼ばれる年収 200 万円を下回っており不十分であるため、労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図ることは到底望めない状況である。 ○ 造船産業で働く労働者の賃金水準が地域別最低賃金や他産業と比べ魅力的でなければ、軽作業で作業環境が良く専門性が不要でない産業に人材が流出してしまい、今後急激に衰退し、存亡の危機に直面してしまう。 ○ 昨年の愛媛県と香川県の造船業の特定最低賃金を比較すると 26 円の差があり、一昨年の 18 円より差が拡大しており、隣県への人材流出が懸念される。 ○ 造船業は我が国の基幹産業として、人材確保の観点から、企業内最低賃金協定の水			

準を意識した「あるべき水準」を目指し、地域別最低賃金の引上げ幅も踏まえ、特定最低賃金の優位性を確保していく。

- 造船産業における特定最低賃金の影響率は依然として低位な状況にあるが、影響率の上昇が認められなければ、特定最低賃金近傍で働く者の労働条件の底上げにはつながっていかない。
- 愛媛県造船業の最低賃金は1時間 1,015 円であり、近隣県で最下位であるため、金額差を改善し、近隣県への人材の流出を防ぐ必要がある。また、優秀な人材を確保し、技術・技能の伝承を行うことが必要である。
- 造船業の現場は重大災害が発生するリスクが高く作業環境も厳しく、高度な専門性や熟練度を必要とするため、他産業の特定最低賃金と比較しても魅力的な賃金水準を示す必要性がある。
- 造船産業は社外工の協力により成立している。特定最低賃金を引上げることにより魅力を高め、特定最低賃金近傍で働く未組織労働者がモチベーションを持って働くことにつながる。また、多くの外国人労働者に支えられており、円安の影響も考慮すると、労働力を確保するためには外国人労働者に選んでもらえる労働条件でなければならない。
- 2024 度春闘の連合愛媛集計賃上げ額は、全体で 99.5 円、地場で 83.2 円であった。
- 以上の主張を踏まえ、2024 年春闘の地場の引上げ額 83 円に、香川との差を縮めるために 17 円をプラスし、現行金額から 100 円引き上げた 1,115 円(引上げ率 9.85%)を提示した。

(2) 使用者側の主張（1回目）

- 造船業の事業環境は、平成 21 年以降 3 年連続で新造発注の回復トレンドが継続しているが、資機材価格の高騰・高止まり、人材不足による操業回復の難航やコスト（人件費等）の増加、新燃料対応をはじめとした環境対応のコスト増加、為替・金利の変動などマイナス要因も数多くある。
- 造船業は、愛媛（今治）の基幹産業であり、今後も継続・発展していくために労使双方が短期的な見方で一喜一憂することなく、しっかり将来を見据えた中味のある審議をしていく必要がある。
- 外航船の建造は、1960 年代に世界の 4 割超を占めていたが、2023 年は中国が 49%、韓国が 29%、日本が 16%となっており、日本全体として船舶の建造能力が低下し、中国・韓国との差が拡大傾向にある。円安による業績改善も見られる一方、鋼材価格の高止まりや物価上昇もあり、中国との船価差は引き続き存在している。
- 内航船の建造は大型化が進んでおり、年間建造数はここ数年横ばいとなっている。鋼材等の資材価格の高騰による船価上昇に対して用船料の上昇が追い付いていないため代替建造が進まず、本格的な回復には至っていない。
- ドル建て主体の外航船を手掛ける造船所にとって円安はプラス要素であるが、数年先の為替相場は不透明でリスクを含んでいる。
- 中小造船業界は鋼材・資機材価格の高騰に加え、人件費や諸物価の高騰などで大変苦勞しており、経営基盤は強いとは言えない。内航船や近海船、小型船を主力とする造船所は円建て契約であるため円安の恩恵はない。円安で原材料やエネルギー輸入コストが上昇し、コストアップにつながる。

- 一般社団法人日本中小型造船工業会の中型造船業経営分析結果によると、2023 年度は前年より改善しているが、赤字の会社も認められる。
- 以上の主張を踏まえ、今回は影響率を重視するとして、昨年の影響率と同程度の影響率となる引上げ額として、現行金額から 15 円引き上げた 1,030 円（引上げ率 1.48%）を提示した。
- (3) 部会長より、双方の提示額に隔たりがあるとして、各側委員に対し、結審に向けた歩み寄りを促す。
- (4) 労働者側の主張（2回目）
使用者側の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、現行金額から 90 円引き上げた 1,105 円（引上げ率 8.87%）を提示した。
- (5) 使用者側の主張（2回目）
労働者側の 2 回目の提示を受けて、結審に向けた歩み寄りを行うとして、賃金改定状況調査第 4 表①B ランク一般パート計 2.6%を基に、現行金額から 26 円引き上げた 1,041 円（引上げ率 2.56%）を提示した。
- (6) 審議結果
依然として労使各側委員の提示額に隔たりがあることから、部会長は、各側委員に対し次回結審に向けて歩み寄りを促し、審議を終了した。

3 その他

事務局から、今後の審議日程について説明を行った。

以上